

## 第 48 号議案

権利放棄につき議決を求めることについての議案に関する知事への意見  
について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、権利放棄につき議決を求めることについての議案について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 2 年 1 月 21 日

滋賀県教育委員会

---

権利放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について

格別の意見はない。

## 権利放棄につき議決を求めることについての議案について

### 1 概要

- (1) 滋賀県奨学資金は、高等学校等に修学しようとする者で、経済的理由により修学することが困難なものに対して、奨学資金を貸与し、有為な人材を育成することを目的としているところ。
- (2) 貸与金の返還について主債務者および連帯保証人が破産し免責され、今後債権を回収できる見込みがないため権利放棄を行う。

### 2 対象者

### 3 貸与額・返還状況

- (1) 貸与額 1,280,000円(入学金200,000円 奨学金1,080,000円)
- (2) 貸与期間 平成23年4月から平成26年3月
- (3) 返還済額 451,000円(最終返還日 H30.4.25 11,000円)

### 4 権利放棄額

- (1) 奨学資金返還金(元金) 829,000円
- (2) 延滞利息(元金返還済分) 80円  
(元金未返還分) 返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントを乗じて得た金額に相当する延滞利息を加算した額

### 5 破産・免責

議第 号

権利放棄につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和2年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

権利放棄につき議決を求めることについて  
滋賀県奨学資金貸与金に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

返還義務者および金額

番号	返還義務者	金額
1		829,000 円に返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その返還すべき額に年 10.75 パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を加算した額および返還すべき日を超えて返還された奨学資金に対する延滞利息 80 円